特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	各種健(検)診における一部負担金の免除に関する事務 における特定個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

各種健(検)診における一部負担金の免除に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に 含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和4年1月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	各種健(検)診における一部負担金の免除に関する事務						
②事務の概要	各種健(検)診における一部負担金の免除に関する事務は、健康増進法に基づく事業のうち、各種健(検)診の一部自己負担金を免除するために必要な要件を満たしているかを確認する事務であり、申請された免除関係書類の確認及び管理を行うものである。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(1)各種健(検)診の種類 胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、総合がん検診、特定健康診査、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症予防検診、成人歯科検診、胃がんリスク検査、前立腺がん検査(2)各種健(検)診の免除を受けようとする者又はその世帯員について免除要件及び受診対象要件を確認し、これを満たした場合に一部負担金の免除を行う。						
③システムの名称	成人保健システム、健康基本情報システム、共通基盤システム						
2. 特定個人情報ファイル	名						
成人保健情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第2項 条例第3条及び別表第1の9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,24,25の項						
4. 情報提供ネットワーク							
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定						
②法令上の根拠	該当なし						
5. 評価実施機関における	5担当部署						
①部署	堺市 健康福祉局 健康部 健康医療推進課						
②所属長の役職名	健康医療推進課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求						
請求先	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市市長公室広報戦略部市政情報課 072-228-7439						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市健康福祉局健康部健康医療推進課 072-222-9936						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			13年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	[書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[O]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・唇	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月31日	I5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	森 浩二	藤川 桂祐		
平成28年10月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象 人数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点		
平成28年10月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱 者数	平成27年4月1日時点	平成28年10月1日時点		
平成29年4月1日	I5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	藤川 桂祐	神原 富雄		
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象 人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点		
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2取扱 者数	平成28年10月1日時点	平成29年4月1日時点		
平成29年10月1日	I1.特定個人情報を取り扱う 事務 ②事務の概要 (1)各		胃がんリスク検査、前立腺がん検査を追加		
平成29年10月1日	I3.個人番号の利用	条例第3条及び別表第1の 9,10,11,12,13,14,15,16,17,18の項	条例第3条及び別表第1の 9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,24,25の項		
平成29年10月1日	II しきい値判断項目 1対象 人数	平成29年4月1日時点	平成29年10月1日時点		
平成29年10月1日	II しきい値判断項目 2取扱 者数	平成29年4月1日時点	平成29年10月1日時点		
平成31年4月1日	I5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	神原 富雄	健康医療推進課長		
平成31年4月1日	人釵	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点		
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱 者数	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点		
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規項目		
令和3年4月1日	I 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	堺市市長公室広報部市政情報課	堺市市長公室広報戦略部市政情報課		
令和3年4月1日	人釵	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日		
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱 者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日		